東京地裁民事 (藤村宮 裁判官) に慎重な審理を要望します!

東大教養学部学生投票(12/13 ~ 17)でも、「廃寮」計画とりやめが多数の賛成で批准

現在、東京地裁(民事第25部)において、東京大学駒場寮の「明け渡し」を求める本裁判が審理されています。 この裁判は1997年10月に、東大当局(国)が駒場寮生ら四十数名などを被告として東京地裁に提訴したもの です。しかし、学内問題である駒場寮問題を裁判で「解決」しようとする東大当局の姿勢は、「学内問題は学内の 話し合いによって解決する」という大学自治の原則を直っ向から踏みにじる暴挙であるため、私たち寮生・学生 は、提訴以降、東大当局に対して「明け渡し」裁判の取り下げを求め続けてきました。しかし、東大当局は現在 に至るまで頑なに「明け渡し」裁判の取り下げを拒否し続けています。

この駒場寮問題は、まさに全国の大学自治・学生自治のあり方の根本が問われている問題であるといっても決 して過言ではありません。なぜなら、駒場寮問題は、東大当局が大学自治・学生自治をないがしろにして強行し た「廃寮」決定に端を発したものであるからです。

また、東大教養学部で学生投票が実施され、「駒場寮「廃寮」計画のいったん取りやめ」が、多数の学生の賛成 で批准されました(投票結果の詳細は裏面)、今回の投票でも、駒場寮問題を強制的にすすめるのではなく、学内 での話し合いによって解決すべきであるという意見が、学内で多数であることが示される結果となったのです。

| 私たちが住んでいる |||| 東京大学駒場寮の必要性について

私たちが住んでいる東京大学駒場寮は、東京大学の駒 場キャンパス内に位置する学生寮です。以下に、駒場寮 が果たしているかけがえのない役割の一部を、簡単に紹 介したいと思います。

まず第一に、駒場寮は、教育の機会均等を保障する厚 生施設としての役割を果たしています。駒場寮では、1か 月わずか6,500円で居住することができ、経済的に苦し

い学生が東京大学に通う権利を、長年にわたって保障し てきました。実際、今年度も駒場寮を必要とする新入寮 生が50名近く駒場寮に入寮していることが、駒場寮の必 要性を証明しています。

第二に、駒場寮は、学生の自主自治活動の場として重 要な役割を果たしています。さらに、駒場寮は、寮生自 らの自治によって管理運営されているため、この寮自治 の実践を通して、多くのことを学び、成長することがで きる場なのです。

東大当局による駒場寮 「廃寮」決定の不当性について

このような、学生にとって非常に重要な役割を果たし ている駒場寮に対して、東大当局は、1991年10月に「廃 寮計画」を決定しました。しかし、この「廃寮」決定は、 手続き的に見ても極めて不当なものでした。

なぜなら、この駒場寮「廃寮」決定は、寮生・学生に とって重大な影響を及ぼす内容であるにもかかわらず、 寮生・学生に事前に一切知らせることなく、秘密裏に行 われたからです。そして、このように当事者不在で行わ れた決定を、東大当局は「すでに決まったことだ」と一 方的に押しつけてきたのです。

このような不当な駒場寮「廃寮」決定に対して、私た ち寮生・学生は、2年連続でのストライキや、数百回に わたる交渉の場などで、明確に反対の意志を表明し、「廃 寮」決定の撤回を強く要求し続けてきました。しかし、東 大当局は、私たち学生・寮生の意見に対して全く聞く耳 を持たず、ついに、「1996年3月末をもって、駒場寮を廃 寮にする」と一方的に宣言してきたのです。

(裏面に続く)

東京大学駒場寮委員会

力ずくでの「寮生追い出し」攻撃の末 ついに裁判に踏み出した東大当局

そして1996年4月以降、東大当局は、力ずくで駒場寮生を駒場寮から追い出そうと、数々の卑劣な攻撃を仕掛けてきました。例えば、96年4月8日には、東大当局は寮生が100人以上住んでいる駒場寮に対して、一方的に電気・ガスの供給を停止したのです(その後、スチーム暖房も停止)。また、同日以降、パワーショベルを導入して、駒場寮の渡り廊下を破壊してきました。

しかし、「力ずくでは駒場寮をつぶすことができない」と判断した東大当局は「法的措置」をとることを決定し、97年2月には「明け渡し断行仮処分」を東京地裁に申し立てました。その結果、東京地裁の決定により、駒場寮の建物3棟のうち1棟が明け渡しを強制され、取り壊されてしまいました。

このような「法的措置」によって駒場寮を潰そうとす

る東大当局のやり方に対して、学内では強い批判がまきおこり、寮生・学生は東大当局に対して、法的措置の中止を強く要求しました。しかし東大当局は、このような寮生・学生の声に一切耳を傾けることなく、97年10月に、駒場寮の残る2棟について「明け渡し訴訟」を東京地裁に提訴したのです。この訴訟は現在もなお、東京地裁で審理されています。

東大当局(国)による 「明け渡し」提訴の問題点について

駒場寮問題を裁判によって「解決」しようとする東大 当局の姿勢に対して、私たち寮生・学生は一貫して反対 してきました。

ところが東大当局は、「大学当局の『廃寮』決定に従わないのならば、裁判所の力を借りてでも追い出す」とばかりに、1997年2月の「明渡断行仮処分」に続き、97年

りに、1997年2月の「明渡断行仮処分」に続き、97年 いつのは、教育の機会均等を保障としての寮の役割の重要性にとと 生自治のあり方の根本が問われて のような重大な問題であるがゆえ

先日行われた、東大教養学部学生投票でも、駒場寮「廃寮」計画のいったん取りやめが、多数の学生の意思として示されました(左表)、私たちは、東大当局に対して、学内の支持すらほとんどない「廃寮」計画の中止を求めるとともに、東京地裁(藤村裁判長)に対して、話し合いによる解決の道が開かれるように、ぜひとも慎重な審理を行うよう改めて強く要望します。

東大教養学部学生投票で、 「廃寮」計画取りやめが多数の賛成で批准されました。

(99年12月13日~17日実施)

東大教養学部当局は学生・寮生との合意なく、一方的に駒場寮の「廃寮」を決定し、 強行的におし進めてきました。学部当局に対して、駒場寮「廃寮」計画をいったん取 りやめ、学生との合意にもとづくキャンパスづくりを行うことを求めよう。

投票総数 4115 (賛成率 57%)

賛成 2343 反対 1341 白票 431 批准

10月には「明け渡し」本裁判を東京地裁に提訴しました。

しかし、そもそも駒場寮問題は東京大学における学内問題です。したがってこの問題は、大学自治の原則に基づくならば、学内の構成員同士の話し合いによって解決されるべきです。このことは、教養学部の浅島誠評議員も「(裁判ではなく)学生と話し合いによって解決できれば、それが一番いい」(99年7月7日学部交渉)と述べ、東大当局自身も認めていることなのです。それにもかかわらず、裁判による「解決」に固執し続けている東大当局の姿勢は、大学当局が自らの責任を放棄するとともに、大学自治を踏みにじる暴挙にほかなりません。

東京地裁(民事第25部・藤村啓裁判長) に慎重な審理を求めます

以上からもお分かりいただけるように、駒場寮問題というのは、教育の機会均等を保障するという、居住施設としての寮の役割の重要性にとどまらず、大学自治・学生自治のあり方の根本が問われている問題なのです。このような重大な問題であるがゆえに、裁判所で審理するにあたっても、十分かつ慎重な検討が必要不可欠です。

〒 153-0041

東京都目黒区駒場 3-8-1 東京大学駒場寮 03 (3467) 3009 / 03 (3467) 7258